

## 【経営】 中小企業成長促進法 10月1日に施行

2020年9月15日、第201回通常国会において成立した「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」（中小企業成長促進法）を施行するための関係政令が閣議決定されました。これを踏まえ、同法は一部を除き、令和2年10月1日に施行されます。中小企業成長促進法は、中小企業の廃業を防ぐとともに、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備するために、経営者保証の解除支援、みなし中小企業者特例、海外展開支援、計画制度の整理など、必要な措置を講ずるものです。

### ■ 中小企業成長促進法の概要

中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行う。

I. 事業承継時の経営者保証解除、 第三者承継の促進 【経営承継円滑化法】	II. 経営革新・経営力向上企業における成長促進等 【経営強化法】	III. 地域経済を牽引する企業における成長促進等 【地域未来法】
A. 経営者保証解除スキームの新設	A. 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化	A. 地域経済牽引事業計画の支援策強化
<p>① 経営者保証が事業承継の障壁となっている事業者が、承継に併せて保証債務を借り換える際の資金に対して、経営者保証を求めない保証制度（経営承継借換関連保証）を追加（既存の保証限度枠とは別に、特例として2.8億円を保証）。</p> <p>② 他の事業者から事業用資産や株式を取得して事業承継（第三者承継）を行う者が、経営者保証なしでM&amp;A資金等を調達できるよう、保証制度（経営承継準備関連保証）を拡充。</p>	<p>⑦ 「経営革新（新事業活動より経営の相当程度の向上を図る）」の手段多様化を踏まえ、新事業活動の定義に研究開発等を明示。</p> <p>⑧ 定義の見直しに併せて、以下を経営革新計画に統合。 1) 異分野連携新事業分野開拓計画 2) 特定研究開発等計画（ものづくり高度化法の廃止）</p> <p>⑨ 経営革新計画等への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して直接融資（クロスボーダーローン）を実施できることとする。</p>	<p>⑥ 事業承継等に伴う事業拡大により、中小企業者要件を満たさなくなった事業者に対し、計画期間中は中小企業者みなし、中小企業向け支援（法律上の特例）を継続。 <b>中堅企業への成長環境の整備</b></p> <p>⑨ 支援措置が包含されることとなる、地域産業資源活用事業計画（地域資源法）を廃止。 <b>中小企業目線での政策体系の整理</b></p> <p>⑩ 地域経済牽引事業計画への新たな支援として、日本公庫が外国関係法人等に対して以下の支援を実施できることとする。 1) 現地金融機関からの借入れに対する債務の保証（スタンドバイ・クレジット） 2) 直接融資（クロスボーダーローン） <b>海外展開支援の強化</b></p>
B. 経営力向上企業における事業承継の促進	B. 地域経済牽引事業における事業承継促進	B. 地域経済牽引事業における事業承継促進
<p>③ 第三者承継を行う者が、経営者保証なしでM&amp;A資金等を調達できるよう、保証制度（経営力向上関連保証）を拡充。</p>	<p>④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&amp;A資金等を調達できるよう、保証制度（地域経済牽引事業関連保証）を拡充。</p>	<p>④ 地域経済牽引事業の手段として、第三者承継を追加するとともに、経営者保証なしでM&amp;A資金等を調達できるよう、保証制度（地域経済牽引事業関連保証）を拡充。</p>
IV. 事業承継等支援体制の整備【産業競争力強化法】	その他措置事項 【中小機構法】	
<p>⑤ 認定支援機関（商工会議所等）の業務に以下を追加。 1) 親族内承継支援 2) 経営者等個人の保証債務整理支援</p>	<p>○ 中小機構の業務に以下を追加。 ・①、②、③、④に関して経営者保証を伴わない融資を行おうとする金融機関に対する協力業務 ・承認地域経済牽引支援機関に対する協力業務 ・⑤の業務 <b>経営者保証解除スキームの拡充、事業承継の促進</b></p>	

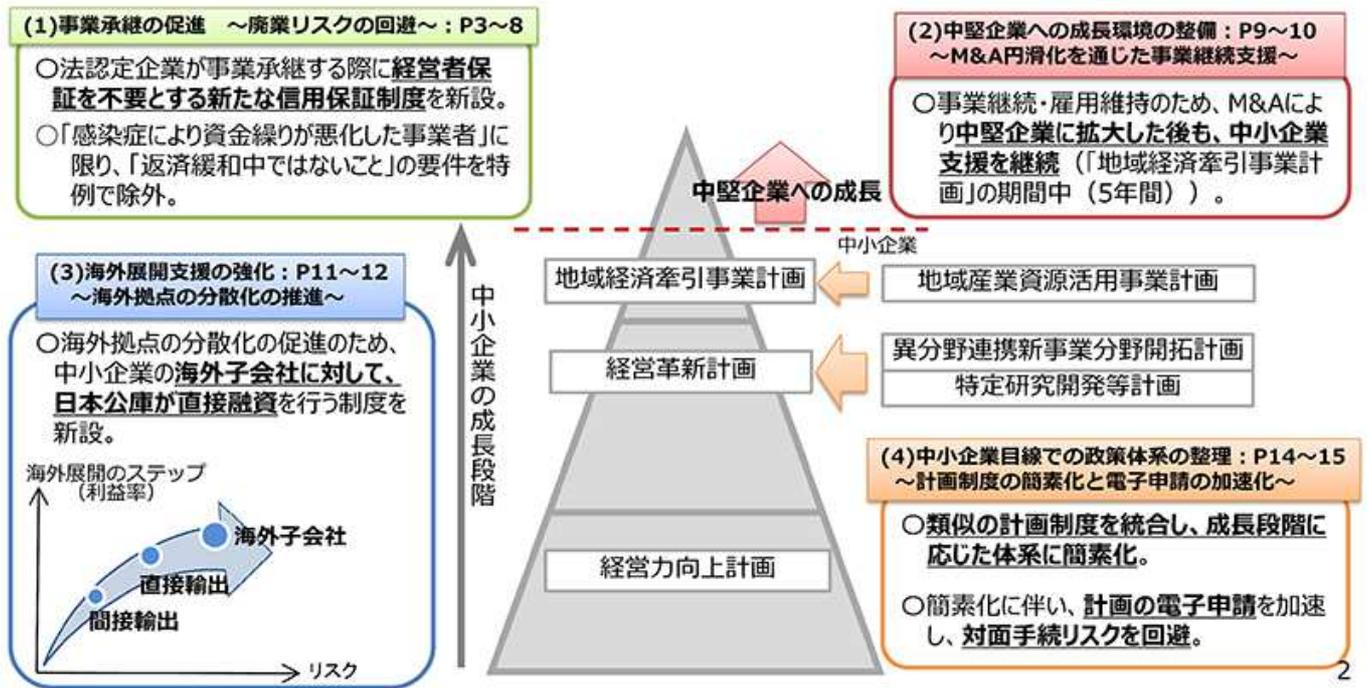
### 中小企業成長促進法：新型コロナ危機下での事業継続と雇用維持を後押し

コロナ危機下においては、本法により、

- (1) 事業承継円滑化による廃業リスクの回避
- (2) 規模拡大後の継続支援による M&A 円滑化を通じた事業継続支援
- (3) 海外拠点の分散化の推進
- (4) 計画制度の簡素化と電子申請の加速化

を実現し、中小企業の事業継続と雇用維持を後押し。

危機収束後は、いずれの措置も、中小企業の成長を促す支援策として活用。



詳しくは、こちらをご覧ください。

参照ホームページ[経済産業省]

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005.html>